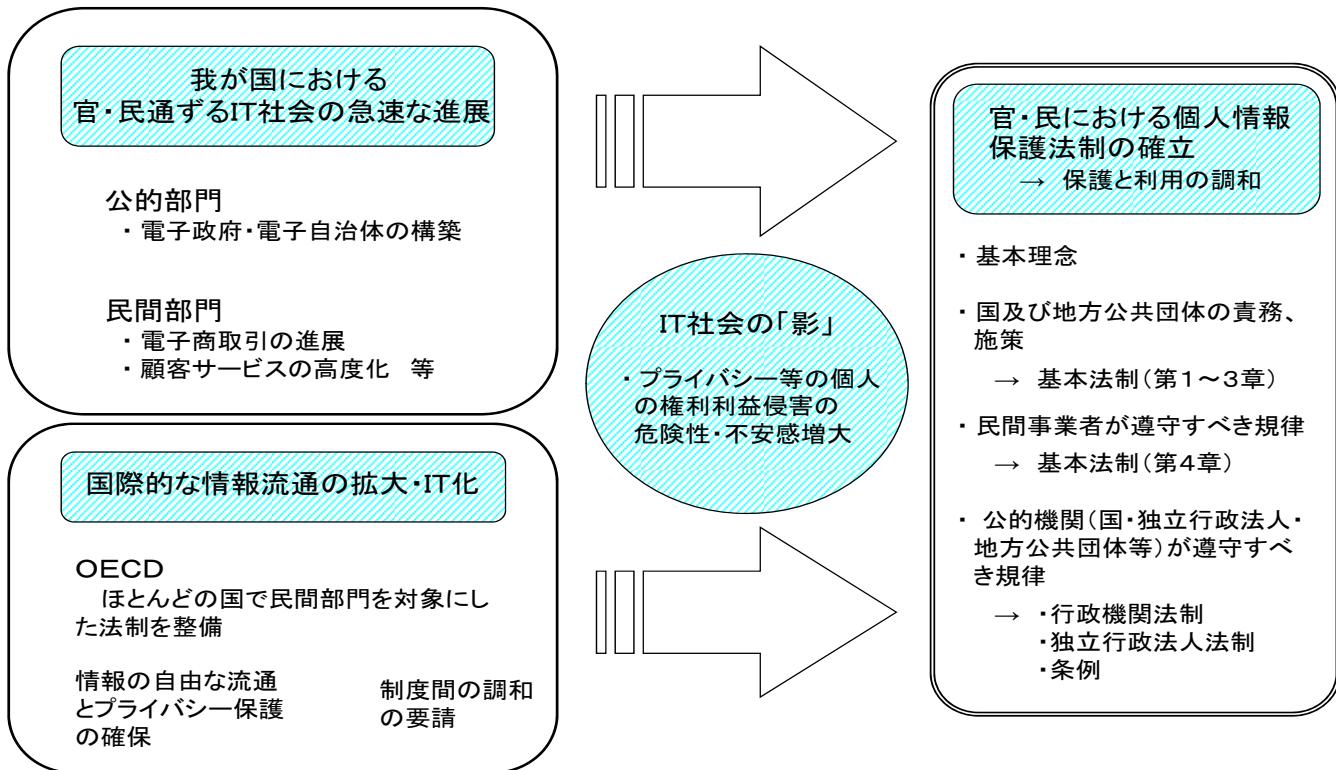


個人情報保護法制整備の背景



個人情報保護制度関係の主な経緯

<昭和55年> 9月	プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD理事会勧告
<昭和63年> 12月16日	「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」公布
<平成11年> 8月18日	住民基本台帳法一部改正法（平成11年法第133号）附則第1条第2項 「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」
11月19日	個人情報保護検討部会 「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」
12月 3日	高度情報通信社会推進本部決定 「我が国における個人情報保護システムの確立について」
<平成12年> 10月11日	個人情報保護法制化専門委員会 「個人情報保護基本法制に関する大綱」
10月13日	情報通信技術（IT）戦略本部決定 「個人情報保護に関する基本法制の整備について」
<平成13年> 3月27日	「個人情報の保護に関する法律案」提出（第151回国会）
<平成14年> 3月15日	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案」等4法案提出（第154回国会）
12月13日	「個人情報の保護に関する法律案」等5法案審議未了廃案（第155回国会）
<平成15年> 3月 7日	「個人情報の保護に関する法律案」等5法案国会提出（第156回国会）
5月23日	「個人情報の保護に関する法律案」等5法案成立
5月30日	「個人情報の保護に関する法律」等5法公布、 「個人情報の保護に関する法律」一部施行
12月10日	「個人情報の保護に関する法律の一部の施行期日を定める政令」制定、 「個人情報の保護に関する法律施行令」制定
<平成16年> 4月 2日	「個人情報の保護に関する基本方針」閣議決定
<平成17年> 4月 1日	「個人情報の保護に関する法律」全面施行
<平成19年> 6月29日	国民生活審議会 「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」
<平成20年> 4月25日	「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更」閣議決定
5月 1日	「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布・施行
<平成21年> 9月 1日	個人情報保護法令が内閣府から消費者庁に移管

個人情報保護法制の体系イメージ

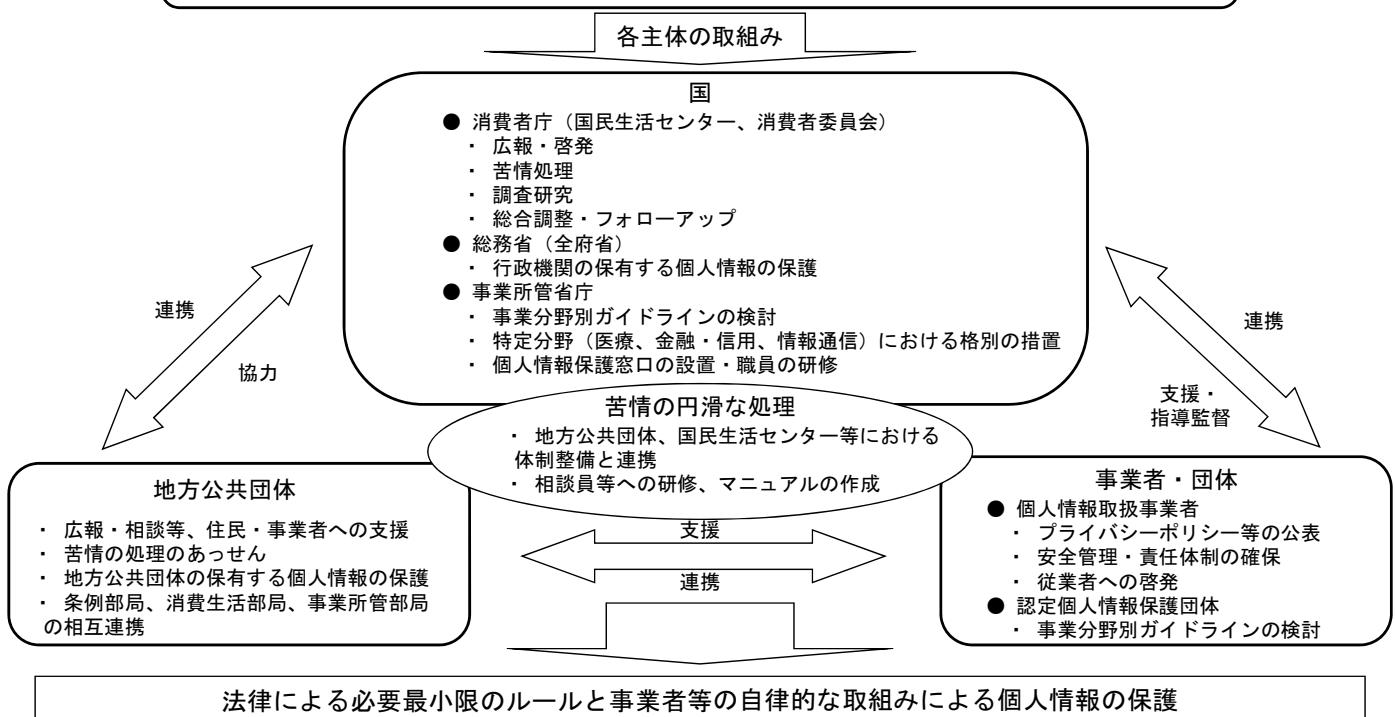


個人情報の保護に関する基本方針のイメージ

基本方針は、関係各主体による個人情報の保護に関する取組の方向性を示し、その具体的な実践を要請するもの。

個人情報保護施策の推進に関する基本的な方向

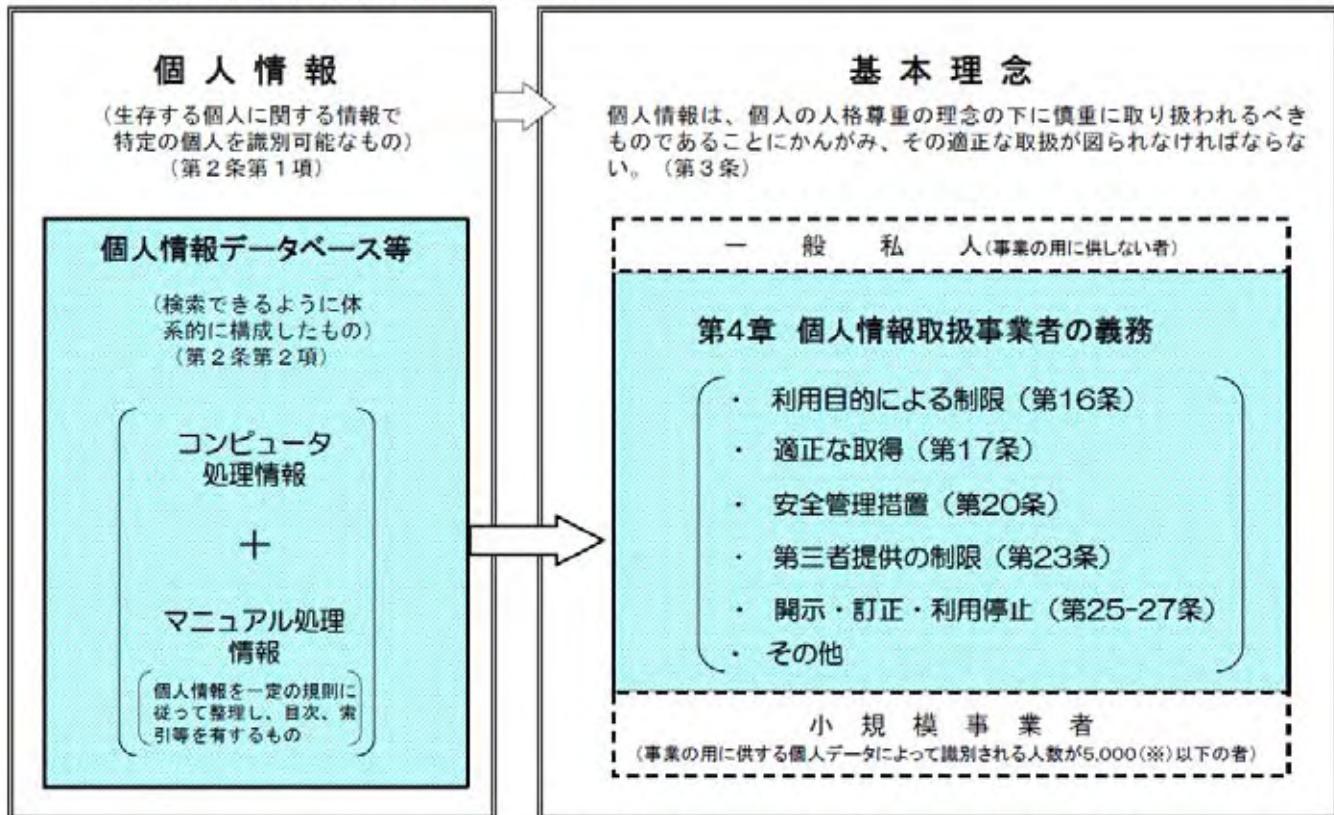
- ・個人情報の保護に万全を期すことこそが、高度情報通信社会の実現を可能にするもの。
- ・事業者の自律的な取組と、官・民にわたる関係機関の連携が重要。



事業者の遵守すべき個人情報の取扱いのルールについて

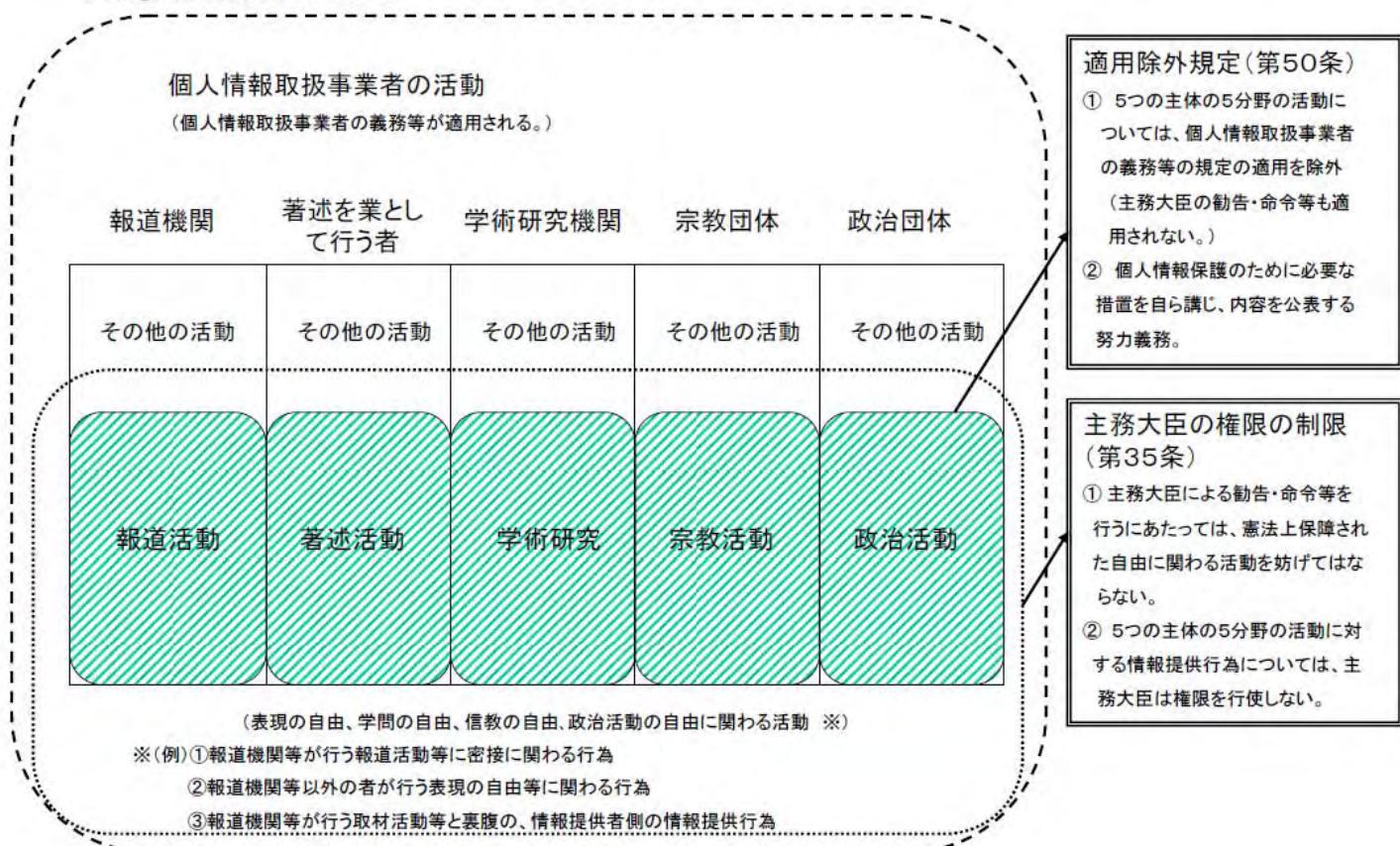
(1) 対象となる個人情報、事業者

① 対象となる個人情報、事業者の範囲



※市販のカーナビや電話帳等をそのまま利用する場合、これらに含まれる個人データによって識別される人数は算定に含まれない(施行令第2条)。

(1)(2) 適用除外について



※ 報道機関には、放送機関、新聞社、通信社のほか、報道を業として行う出版社も含まれる。
また、著述を業として行う出版社も著述を業として行う者に含まれる。

「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」の関係

「個人情報」

生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの

(他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるものを含む)

(例)データベース化されていない書面・写真・音声等に記録されているもの

「個人データ」

個人情報データベース等を構成する個人情報

(例)委託を受けて、入力、編集、加工等のみを行っているもの

「保有個人データ」

個人情報取扱事業者が開示、訂正、削除等の権限を有する個人データ

(例)自社の事業活動に用いている顧客情報

(例)事業として第三者に提供している個人情報

(例)従業者等の人事管理情報

(2) 個人情報取扱事業者の義務

① OECD8原則と個人情報取扱事業者の義務規定の対応

OECD8原則	個人情報取扱事業者の義務
○ 目的明確化の原則 収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき	○ 利用目的をできる限り特定しなければならない(第15条)
○ 利用制限の原則 データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用使用してはならない	○ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない(第16条) ○ 本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない(第23条)
○ 収集制限の原則 適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき	○ 偽りその他不正の手段により取得してはならない。(第17条)
○ データ内容の原則 利用目的に沿ったもので、かつ、正確・完全・最新であるべき	○ 正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。(第19条)
○ 安全保護の原則 合理的な安全確保措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき	○ 安全管理のために必要な措置を講じなければならない。(第20条) ○ 従業者・委託先に対する必要な監督を行わなければならない。(第21,22条)
○ 公開の原則 データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき	○ 取得したときは利用目的を通知又は公表しなければならない。(第18条) ○ 利用目的等を本人の知り得る状態に置かなければならない。(第24条)
○ 個人参加の原則 自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は異議申立てを保証すべき	○ 本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない。(第25条) ○ 本人の求めに応じて訂正等を行わなければならない。(第26条) ○ 本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない。(第27条)
○ 責任の原則 管理者は諸原則実施の責任を有する	○ 苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。(第31条)

* 各義務規定には適宜除外事由あり。

(2)② 個人情報の取得・利用に際してのルール

利用目的の特定（第15条）

利用目的による制限（第16条） 目的外利用にはあらかじめ本人の同意が必要

- 取得の状況から見て利用目的が明らかな場合

＜取得する場合＞

利用目的の通知等（第18条）

（間接取得の場合）

あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかに、利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（直接取得の場合）

書面による直接取得の場合は、あらかじめ、本人に対し、利用目的を明示しなければならない。

利用目的を通知公表することが適当でない場合

- ①本人又は第三者の保護
- ②事業者の権利保護
- ③公的な事務への支障

適正な取得へ 第17条

＜継続的に利用する場合＞

保有個人データに（※）に関する事項の公表等（第24条第1項）

- ①個人情報取扱事業者の氏名又は名称
 - ②全ての保有個人データの利用目的
 - ③開示・訂正・利用停止等の手続
 - ④保有個人データの取扱に関する苦情の申出先
 - ⑤認定団体の名称及び苦情の解決の申出先
- を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならぬ。

*個人データのうち、個人情報取扱事業者が、開示等を行う権限を有し、6ヶ月以上にわたって利用するもの

(2)③ 個人データの適正・安全な管理

○ 個人データ内容の正確性の確保（第19条）

利用目的の範囲内で、個人データの正確性・最新性を確保することが必要。

具体的な措置

- ・個人データ入力時の照合・確認手続の整備
- ・記録事項の更新
- ・保存期間の設定等 等

○ 安全管理措置（第20条）

個人データ漏えい、改ざん、滅失の危険にさらされることのないよう技術的保護措置、組織的保護措置が必要。

具体的な措置

- ・セキュリティ確保のためのシステム・機器等の整備
- ・事業者内部の責任体制の確保（個人情報保護管理者の設置、内部関係者のアクセス管理等）等

○ 従業者・委託先の監督（第21、22条）

個人データの安全管理が図られるよう、従業者及び委託先に対して監督を行うことが必要。

具体的な措置

- ・個人情報保護意識の徹底のための教育研修等の実施
- ・個人情報保護措置の委託契約への明記
- ・再委託の際の監督責任の明確化 等